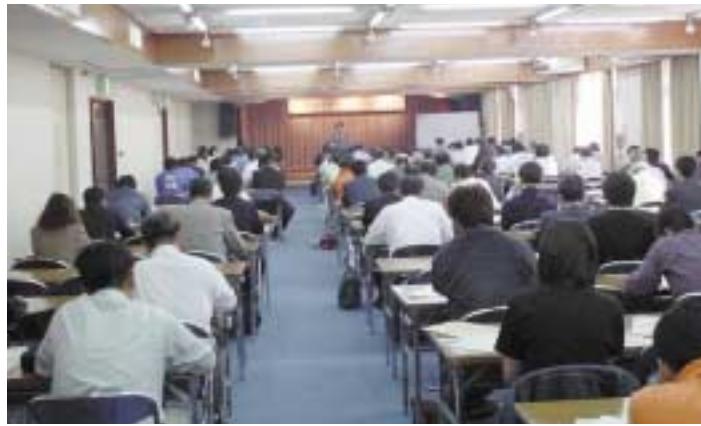




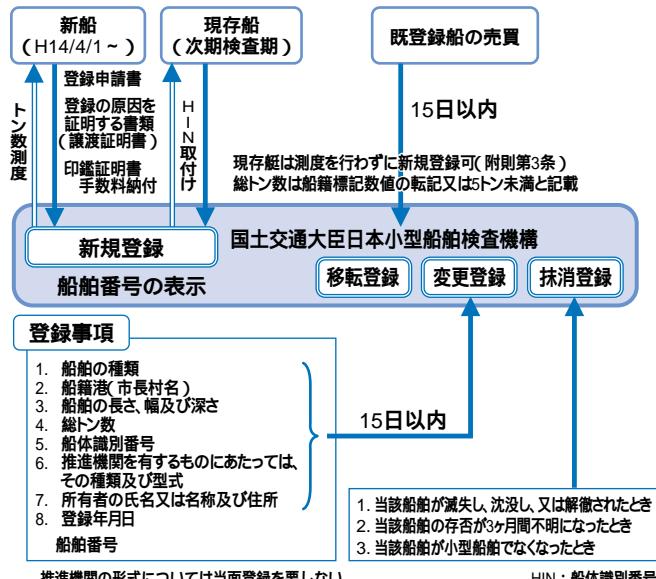
その6 運輸部



「小型船舶の登録に関する法律」について

(本制度は総トン数二十トン未満のプレジャーボート等の小型船舶について、所有者の所有権を登録する制度です。)

登録の諸手続きのイメージ



小型船舶登録法、船籍政令、道路運送車両法の比較

	小型船舶(20トン未満)	5トン以上20トン未満	自動車
根拠法等	小型船舶登録法 (所有権の公証) (第三者対抗用件)	船籍政令 (国籍証明)	道路運送車両法 (所有権の公証) (第三者対抗用件)
登録機関	日本小型船舶検査機構	都道府県	国
登録事項	船種、船籍港、LBD、総トントン数、船体識別番号、機関の種類型式、所有者の氏名住所、登録年月日	船種、船名、船籍港、LBD、総トントン数、機関の種類型式、所有者の氏名住所、進水年月 6年毎に検認	車名、形式、車台番号、原動機の形式、使用者の本拠の位置、所得の原因、所有者の氏名住所
変更登録 (登録事項の変更)	15日以内 罰金30万円以下	14日以内	15日以内 罰金30万円以下
移転登録 (所有者の変更)	15日以内	14日以内	15日以内
抹消登録 (廃棄等)	15日以内	14日以内	16条抹消(一時) 抹消登録証明書交付、 15条抹消(解体証明等)
対象物への表示義務	当該船舶に船舶番号を表示(ステッカー等) 検査済票と一緒に	船名と船舶番号を表示 (国字、サイズ等規定)	登録番号標を当該自動車に取付け封印

法律の施行後、所有権公証によ
り、小型船舶の信用販売や建造資
金調達の円滑化、売買トラブルの
解消、盗難防止が成されることが
期待されます。

今後の展望
船舶安全検査は小型船舶検査機構
(以下「JCI」)が実施してい
るところであります。今回の法律
では従来五トン以上二十トン未満
の船舶について登録を行っている
都道府県から事務軽減の要望を踏
まえた上で、船舶安全検査とのワ
ンストップサ、ビスの提供の觀点
から、JCIが小型船舶の登録及
び総トントン数の測度を実施します。

(1) 制定の背景
総トントン数二十トン未満の小型船
舶の保有隻数は、プレジャーボー
トの普及により五〇万隻を超えるよ
うとしており、また小型船舶操縦
士の免許受有者数も平成十二年度
末には二百七十万人を超えるなど、
今後も小型船舶を使用した活動は、
国民生活に広く浸透していくこ
とが予想される。

しかしながら、一方で、その小
型船舶の所有権を公証する制度は
無く、放置艇の適正な保管場所へ
の誘導や不法投棄の未然防止、多
重売買等のトラブルの防止や信用
の測度

関連する法律が平成十三年六月二十
日に成立、同年七月四日に公布
され、平成十四年四月一日から施
行されることになっています。

(2) 法律の概要
小型船舶の登録及び総トントン数
の測度

小型船舶の登録及び総トントン数
の測度

船舶」)の所有者は、国土交通大
臣の登録を受けなければ、これを
航行の用に供してはならないと
もに、国土交通大臣より通知を受
けた船舶番号を、当該小型船舶に
表示しなければなりません。また、
小型船舶の所有権は、登録するこ
とによって、第三者に対抗するこ
とが可能となります。更に、登録
された内容に変更があった場合の
変更登録、所有権の変更を行つた
場合の移転登録、小型船舶が解体
や沈没等が発生した場合の抹消登
録等を行わなければなりません。
小型船舶検査機構による登録

測度事務の実施

従来、総トントン数二十トン未満の
船舶安全検査は小型船舶検査機構
(以下「JCI」)が実施してい
るところであります。今回の法律
では従来五トン以上二十トン未満
の船舶について登録を行っている
都道府県から事務軽減の要望を踏
まえた上で、船舶安全検査とのワ
ンストップサ、ビスの提供の觀点
から、JCIが小型船舶の登録及
び総トントン数の測度を実施します。